

令和 7・8 年度の建設工事に係る入札参加資格審査の格付方針

契約課

令和 7・8 年度格付方針を次のとおり定める。なお、格付は、全業種において行うものとする。

1 格付の基本的な考え方

経営力と技術力に優れ、社会に貢献する企業を評価することにより、公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、建設業の健全な発展を促進する。

2 格付審査項目

(1) 資格審査数値

経営事項審査の総合評定値

+

市評価点（技術力と社会貢献等の観点から評価）

(2) 技術者数

ア 技術力重視の観点から、土木、建築については 1 級相当技術者数を加味して格付する。

イ 「1 級相当技術者」とは、1 級施工管理技士及びこれと同等と国土交通大臣が認めた者とする。

3 市評価点

市評価点は、次に定める項目の配点の合計値とする。ただし、その合計値が 0 点未満となった場合は、市評価点は、0 点とする。なお、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用する。

【技術力に関する項目】

(1) 優秀工事表彰評価点

ア 評価基準 令和４年度又は令和５年度において「川越市優秀建設工事表彰要綱」に基づき優秀受注者表彰を受けた者

イ 配点 受賞１件につき２０点（業種ごとに配点・特定建設共同企業体に係る表彰の場合全構成員に配点）

ウ 提出を求める書類 なし

(2) 工事成績評価点

ア 評価基準 市発注工事における２年間（令和４年度又は令和５年度）に「川越市建設工事成績評定要領」に基づき評定した工事成績評定点の平均点とする。

イ 配点（業種ごとに配点・特定建設工事企業体に係る工事成績評定点はそれぞれの構成員の工事成績評定点とみなして配点）

工事成績評定点の平均点	配 点
８２点以上	３０点
７９点以上８２点未満	２０点
７６点以上７９点未満	１０点
６５点以上７６点未満	０点
６５点未満	－２０点

ウ 提出を求める書類 なし

(3) 品質管理評価点

ア 評価基準 ＩＳＯ９００１の認証を取得した者

イ 配点 １０点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 資格審査申請日時点で有効な認証取得証の写し

(4) 難工事完成評価点

ア 評価基準 令和４年度又は令和５年度において「川越市難

工事指定要綱」に基づき指定された難工事を完成させた者
イ 配点 難工事 1 件につき 1 0 点（業種ごとに配点・特定建設共同企業体に係る工事の場合全構成員に配点）

ウ 提出を求める書類 なし

(5) 女性技術者又は若手技術者雇用評価点

ア 評価基準 資格審査申請日現在において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 2 号及び同法第 1 5 条第 2 号に規定する専任の技術者（実務経験によるものは除く。）になりえる女性技術者又は 4 0 歳未満の若手技術者を 1 人以上常勤雇用している者で市内に本店を有する者

イ 配点 1 0 点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 当該技術者の技術者検定合格書の写し及び健康保険被保険証の写し等性別、年齢及び直接雇用が確認できる書類

【社会貢献等に関する項目】

(6) 災害時における応急復旧業務に関する協定締結評価点

ア 評価基準 本市と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務に協力することとなっている者

イ 配点 2 0 点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 「災害時における応急復旧業務に関する協定」の協定書の写し又は同協定締結団体証明書

(7) 障害者の雇用評価点

ア 評価基準 次の条件のいずれかを満たす者で市内に本店を有する者

（ア） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 3 条の規定に基づく報告義務がある場合 申請日直近の 6 月 1 日現在において雇用する

障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、本店を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者

(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定に基づく報告義務がない場合 申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の報告書を提出した者

イ 配点 10点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況

(8) 環境への配慮評価点

ア 評価基準 ISO14001、埼玉県エコアップ認証制度又はエコアクション21のいずれかの認証を取得した者

イ 配点 10点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 資格審査申請日時点で有効な認証取得証の写し

(9) 子育て支援評価点

ア 評価基準 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、同法第12条の規定による届出を厚生労働大臣（労働局長）に提出した者（申請日現在において当該一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている者で、いずれも市内に本店を有する者

イ 配点 10点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印があるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し

(10) 女性の活躍評価点

ア 評価基準 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、同法第8条の規定による届出を厚生労働大臣（労働局長）に提出した者（申請日現在において当該一般事業主行動計画の計画期間中であること）で市内に本店を有する者

イ 配点 10点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印があるもの）の写し

(11) 入札参加停止等に係る減点

ア 評価基準

（ア） 令和5年度又は令和6年度に建設工事について本市から「川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止を受けた者

（イ） 入札参加停止を複数回受けた者はそれぞれの期間を合算し、その期間に対する点数を減点する。

イ 減点（全ての申請業種から減点）

入札参加停止の期間	減点
2か月未満	20点
2か月以上4か月未満	30点
4か月以上6か月未満	40点
6か月以上1年未満	50点
1年以上1年6か月未満	80点
1年6か月以上	100点

ウ 提出を求める書類 なし

(12) 消防団協力事業所評価点

ア 評価基準 申請日現在において消防団協力事業所として認定されている者で市内に本店を有する者

イ 配点 10点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 消防団協力事業所として認定されていることが確認できる書類

(13) 協力雇用主評価点

ア 評価基準 申請日現在において法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者で市内に本店を有する者

イ 配点 10点（全ての申請業種に配点）

ウ 提出を求める書類 協力雇用主の登録に関する証明書の原本

4 格付基準

(1) 基準の設定は、前回格付を参考に、業者数の均衡に配慮して行う。

(2) 格付の詳細は、格付要領で定める。

5 公表

今後定める格付要領、資格者名簿（格付、資格審査数値及び1級相当技術者の数）については、格付を実施後、令和7年4月1日に公表する。